

GW期間中における防疫対策の徹底について

- 渡り鳥の北帰行（野鳥からのHPAIV検出）
- 近隣国はHPAI、ASF、FMD、CSF等の発生地域
- 国内野生いのししの活動の活発化
- 制限緩和による入国者の増加

**GW期間中も
発生予防、まん延防止体制の確立をお願いします**

- 1 畜産関係者の海外渡航の自粛、海外からの畜産物の持込み防止
- 2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止
- 3 毎日の健康観察、異状の早期発見及び早期通報
- 4 緊急時における連絡体制の確保及び周知
- 5 円滑な防疫措置に必要な事前準備

自動車運転者の改善基準告示における 適用除外業務について

自動車運転業務の拘束時間等は、
「自動車運転者の労働時間等に改善のための基準」(改善基準告示)
で規定。

第1条 この基準は、自動車運転者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であって、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。

2、3 略

第2条 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)に従事する自動車運転者(隔日勤務に就くものを除く。この項において同じ。)の拘束時間(労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。以下同じ。)及び休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう。以下同じ。)については、次に定めるところによるものとする。

一 略

二 一日(始業時刻から起算して二十四時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、一日についての拘束時間の限度(以下「最大拘束時間」という。)は、十六時間とすること。(以下 略)

三 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。

2～5 略

問題点

家畜伝染病の発生の際、緊急的に防疫資材等の運搬業務を依頼する必要があるが、改善基準を満たせない懸念から、事業者から協力を得にくい状況。

死体、汚染物品、人員、防疫資材等の運搬業務が

改善基準告示の適用除外業務として、令和4年12月27日付で新たに規定。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」(令和4年12月23日付け基発1223第3号厚生労働省労働基準局長通知、以下「改善基準の改正通知」)

及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱いについて」(令和4年12月27日付け基発1227第1号厚生労働省労働基準局長通知、以下「適用除外通知」)に基づく。

1 適用除外業務

以下の業務については、改善基準告示の適用が除外されます。

	適用除外業務	関係法令等
1	都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務に係る運転の業務	・ 災害対策基本法 ・ 大規模地震対策特別措置法 ・ 原子力災害対策特別措置法 ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
2	人命又は公益を保護するために、法令の規定又は国若しくは地方公共団体の要請等に基づき行う運転の業務	・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な緊急物資を運送する業務又は医薬品等を配送する業務 ・ 家畜伝染病予防法で規定する家畜伝染病のまん延の防止のために、家畜の死体、病原体により汚染し又は汚染したおそれがある物品、消毒等の実施に必要な人員や資材等を運搬する業務
3	消防法等に基づく危険物の運搬の業務	・ 消防法で規定するアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含むものを移動タンク貯蔵所(タンクローリー)により移送する業務 ・ 高圧ガス保安法で規定する特定の高圧ガスを車両に固定した容器(タンクローリー)により移動する業務 ・ 火薬類取締法で規定する火薬類(一定の数量以下の火薬類を除く。)の運搬の業務 ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律で規定する核燃料物質等(BM型輸送物、BU型輸送物、核分裂性輸送物)の運搬の業務 ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律で規定する放射性同位元素等(BM型輸送物、BU型輸送物)の運搬の業務

事業者への要請文書発出のお願い

(令和4年12月27日付4消安第5299号動物衛生課長通知)

改善基準の改正通知及び適用除外通知において、
「(事業者が適用除外の対象となる)業務を実施するに当たっては、物資等の運搬に関する地方公共団体の要請文書等を事業場へ備付ける必要がある」と規定。



依頼する事業者団体又は事業者に対して、
防疫資材等の運搬を依頼する要請文書を発出してください。

- ・要請文書には、依頼する業務の内容(運搬に係る物資等、区間、期日等)を具体的に記載。
- ・運搬業務の実施前の発出が望ましいが、実施後の発出でも差し支えない。
- ・事業者団体に発出する場合には、団体に所属する個別事業者に発出する必要はない。
- ・発出文書の様式、発出の方法は問わない。

参考

- 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

- パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001080265.pdf> (タクシー・ハイヤー、P15)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001080310.pdf> (トラック、P17)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001080293.pdf> (バス、P20)

- Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/001082040.pdf> (P54～P58)

(写)

4消安第1698号
4農振第950号
令和4年6月28日

都道府県畜産主務部長
農地主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農村振興局農村政策部農村計画課長

家畜の死体の埋却に供する土地に係る農地転用許可制度の運用について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項の規定による家畜の死体の埋却の用に供する土地（以下「埋却地」という。）については、家畜の伝染性疾患の発生に際して、迅速に防疫措置を実施できるよう、同法第12条の3第1項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）において、家畜の所有者に対し、事前に確保するよう求めているところである。

このため、農地を埋却地とする場合には、下記事項に留意の上、埋却地の確保が適切かつ円滑に行われるよう配慮されたい。

なお、このことについて、管内市町村（農業委員会を含む。）に対しては、貴職から通知するようお願いする。

記

1 埋却予定地の取扱い等について

（1）農地法上の取扱い

家畜の所有者が、飼養衛生管理基準に従い、家畜伝染病の発生に備えて事前に埋却地とするために確保する土地であって、専ら埋却地として使用することを予定したもの（以下「埋却予定地」という。）については、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第4条第1項第2号イに掲げる農業用施設に該当する。したがって、農地を埋却予定地とし、又は農地を埋却予定地とするために農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合には、その土地の区画形質の変更の有無いかんにかかわらず、同法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「農地転用許可」という。）の対象となること。

なお、この場合において、農地転用許可を受けた後であっても、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地であるときは、引き続き

農地に該当し、同法の適用を受けることとなることに留意すること。

(2) 農用地区域内農地の取扱い

埋却予定地として使用する土地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 4 号に規定する土地（以下「農業用施設用地」という。）に該当すること。

また、埋却予定地として使用する土地が、同法第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）内にある場合は、あらかじめ当該土地の農業上の用途区分を農業用施設用地へ変更した上で、農地転用許可を受ける必要があること。

(3) 埋却予定地を実際に埋却地として使用する場合の取扱い

埋却予定地を実際に埋却地として使用する場合には、農地法の適用を受ける土地であっても、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 19 号の規定により農地転用許可は不要であること。

また、農用地区域内にある場合であっても、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 37 条第 31 号の規定により、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の開発許可は不要であること。

2 農地転用許可申請書の添付書類等について

(1) 農地転用許可権者は、埋却予定地を確保するため、農地転用許可を受けて、農地について農地法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとする者に対して、農地転用許可申請書に、農地法施行規則第 57 条の 4 第 2 項第 5 号に規定するその他参考となるべき書類として、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 5 第 5 号又は第 7 号に掲げる書類の写しを添付するよう指導すること。

(2) また、農地転用許可がされた後において、農地転用許可権者が家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 5 第 5 号の埋却地の確保状況を確認するに当たっては、農地転用許可権者が家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定による報告又は通知を受ける者と同じである場合にあっては、必要に応じ関係部局間で情報共有及び連携を図ることにより、それ以外の場合にあっては、農地転用部局は、当該報告又は通知を受ける者に対し情報の提供を求めることにより、それぞれ行うこと。

3 農地転用許可に付ける条件について

農地転用許可権者は、埋却予定地に係る農地転用許可をするに当たっては、原則として、当該農地転用許可に次の条件を付けてするものとする。

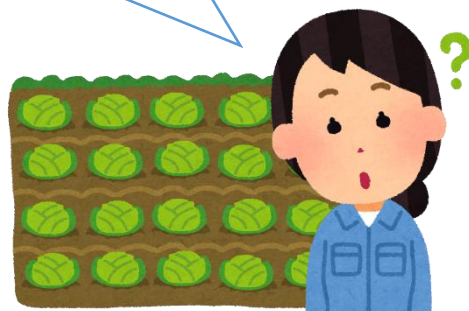
(1) 農地転用許可申請書に記載された事業計画に従い、専ら埋却予定地として使用すること。

(2) 農地転用許可申請に係る農地を埋却地として使用した場合又は埋却予定地以外の目的に供しようとする場合には、遅滞なく、その旨を報告すること。

埋却地を確保するために農地を用いることは可能です

飼養衛生管理基準に基づいて
埋却地を確保しなきゃ・・・
でも自己所有の土地がない
隣の農地が使えたらなあ・・・

うちの畑を
ゆずってもいいけど
農地を埋却地にして
いいのかな？



埋却予定地は
「農業用施設」にあたるので、
必要な手続きを実施した上で
農地を埋却予定地として
取得できます

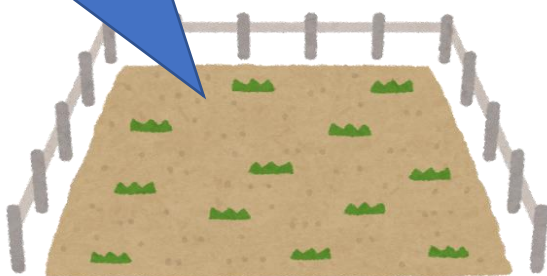


農地転用等
必要な手続き
(※)

農地転用の許可がされて
埋却地を確保できた！



埋却予定地



埋却地として使うときに
手続きは必要？



埋却予定地を確保したあと、
万が一、埋却地として
使用する際に新たな手続き
は必要ありません



※農地の区分によって必要な手続きは異なります
詳しくは以下までお問い合わせください
問い合わせ先：
埋却地の確保（飼養衛生管理基準）に関すること
〇〇家畜保健衛生所 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
農地の手続きに関すること
〇〇県庁農地主務課 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇